

# 居宅介護支援事業所とよさき 重要事項説明書

## ☆☆☆居宅介護とは☆☆☆

ご契約者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・要支援2・要介護状態」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ☆☆☆ 目次 ☆☆☆

1・事業者	2
2・事業者の概要	2
3・事業実施地域及び営業時間	2
4・職員の体制	3
5・当事業者が提供するサービスと利用料金	3～6
6・サービスの利用に関する留意事項	7
7・苦情の受付について	8

## 1・事業者

- (1) 法人名 有限会社シニアネットワーク研究所  
(2) 法人所在地 沖縄県豊見城市字翁長869番地 1階  
(3) 電話番号 098-891-6191  
(4) 代表者氏名 照屋 圭太  
(5) 設立年月 平成17年12月12日

## 2・事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業  
(2) 事業の目的 この事業は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。  
(3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所とよさき  
(4) 事業所の所在地 沖縄県豊見城市字翁長869番地  
(5) 電話番号 098-891-6982  
(6) 管理者の氏名 金城 祥子  
(7) 当事業所の運営方針  
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む事が出来るよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅介護サービス事業者その他事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。  
(8) 開設年月日 平成19年12月1日  
(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では次の事業もあわせて実施しています。

- 指定通所介護及び介護予防通所介護 平成19年12月1日  
日常生活支援総合事業（第一号通所介護） 平成30年4月1日  
有料老人ホームたけとみ 平成24年8月1日

## 3・事業実施地域及び営業時間

### (1) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（電話相談は24時間年中無休）
実施地域	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、与那原町、南風原町、八重瀬町、南城市
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）及び台風（バス運行停止）時

#### 4・職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員としては、以下の職種職員を配置しております。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤
1・管理者	1名（兼務）
2・介護支援専門員	3名以上（専従）

#### 5・当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

##### （1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

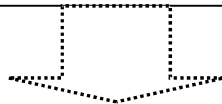
〈サービスの内容〉

##### ①居宅サービス計画の作成

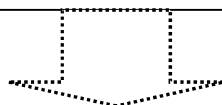
ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画作成の流れ〉

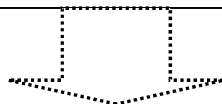
①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービス選択を求めます。



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得たうえで決定するものとします。

## ②公正中立なケアマネジメントの確保

- ・ご契約者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行うものとする。
  - 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
  - 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

## ③医療と介護の連携強化

- ・入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご契約者は入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようにお願い致します。
- ・ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合は、ご契約者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達されたご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握したご契約者の状態等について、ケアマネージャーから主治医や歯科医師、薬剤師に、必要な情報伝達を行います。

## ④居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。その際、少なくとも1月に一回はご契約者のご自宅を訪問いたします。また、ご契約者様の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご契約者の同意及びサービス担当者会議で主治医、担当者、その他の関係者の合意が得られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に一回はご契約者のご自宅を訪問します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ⑤居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑦他機関との各種会議等

- ・利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、『医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイダンス』等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ・利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて利用者等の同意を得たうえで、テレビ電話等を活用して実施します。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づき、介護保険サービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

(基本利用料)

要介護 1・2	要介護 3・4・5
1086 単位/月	1411 単位/月

(加算)

特定事業所加算（基本料金と併せて算定される加算料金/月額）

算定要件	加算 (Ⅰ) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 2名以上	○ 1名以上	○ 1名以上	○ 1名以上
② 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 2名以上	○ 常勤1名 かつ常勤 換算2名 以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑤ 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑥ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑦ 地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧ ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○	○	○	○
⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○

⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満であること）	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

**特定事業所医療介護連携加算（1,250円/月）（該当した場合に算定される加算料金）**

算定要件	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

**その他の加算（該当した場合に算定される加算/月額）**

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位

ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

#### 減算

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	・適正な居宅介護支援が提供できていない場合 ・運営基準減算が 2 月以上継続している場合	・基本単位数の 50%に減算 ・算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 の相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

## (2) 利用料のお支払方法

前記（契約書第 8 条）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに清算し、ご請求しますので、翌月 15 日までにお支払い下さい。

### 6・サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

#### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

##### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事柄その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## (3) 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## (4) 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、従業者との契約内容とする。また、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者及び当該家族の同意を文書により得るものとします。

## (5) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## (6) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## (7) 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。



## (8) 認知症に係る取り組みの情報公表

事業所は、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取り組み状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

## 7・苦情の受付について（契約書第17条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談受付窓口（担当者）：金城 祥子 電話（098）891-6982

○受付時間：月曜日～土曜日 8：30～17：30

※上記以外の時間帯でも各介護支援専門員の携帯電話へ連絡ができます。（24時間対応致します）

### (2) 行政関係その他苦情受付機関

沖縄県介護保険広域連合	所在地：読谷村字比謝砦 55 番地 比謝砦複合施設 2 階 電話番号：098-911-7502 FAX：098-911-7506
豊見城市：介護長寿課	所在地：豊見城市字翁長 854-1 番地 電話番号：098-856-4292 FAX：098-994-4527
国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	所在地：那覇市西 3-14-18 電話番号：098-860-9026 （FAX 兼用）
沖縄県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町 4-373-1 電話番号：098-882-5704 FAX：098-882-5714
南城市：社会福祉課	所在地：南城市大里字仲間 807 番地 電話番号：098-946-8996
南風原町：保健福祉課	所在地：南風原町字兼城 686 番地 電話番号：098-889-4416
八重瀬町：社会福祉課	所在地：八重瀬町字具志頭 659 番地 電話番号：098-998-9598
浦添市：介護保険課	所在地：浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号 電話番号：098-876-1234
那覇市：ちゃーがんじゅう課	所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 電話番号：098-862-9010
沖縄県南部福祉保健所	所在地：南風原町宮平 212 番地 電話番号：098-889-6364 FAX：098-888-1348

当事業者は、居宅介護支援サービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、同意の上、交付を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 とよさき

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の同意を確認しました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄)

平成 26 年	4 月	1 日改正	平成 26 年	8 月	1 日追記	平成 26 年	9 月 1 日追記
平成 27 年	4 月	1 日改正	平成 27 年	11 月	1 日追記	平成 28 年	6 月 1 日追記
平成 29 年	1 月	10 日追記	平成 29 年	5 月	1 日追記	平成 29 年	11 月 1 日追記
平成 30 年	4 月	1 日改正	平成 30 年	10 月 18 日	追記	令和元年	7 月 1 日追記
令和元年	10 月	1 日改正	令和元年	11 月	1 日追記	令和 3 年	4 月 1 日改正
令和 3 年	7 月	16 日改正	令和 6 年	4 月	1 日改正	令和 6 年	6 月 1 日改正

